

第6回大仙市公文書館設置懇話会 会議録

日時 平成28年3月17日(木) 13:30～16:10

会場 大仙市役所 本庁第1委員会室

出席委員

渡辺英夫座長 富樫泰時委員 戸嶋明委員 保坂裕興委員 畑中康博委員

職員

佐藤芳彦(総務部長) 伊藤義之(総務課長) 細川良隆(文化財保護課長)

福原勝人(総務課参事) 滝沢清寿(同課専門監) 森川悌一(同課主席主査)

高橋一倫(同課主査) 照井沙耶加(同課主事)

記録者 森川悌一

1 開会

2 総務部長あいさつ

○佐藤部長

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、本日第6回目となります公文書館設置懇話会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また日頃から大仙市のアーカイブズ事業に対しまして、ご支援、ご協力をいただいております事に対しまして、改めまして皆様に感謝を申し上げたいと思います。

今年度の大仙市の公文書館に関する事業としましては、実施設計業務を委託しておりましたが、先月の末にその成果品、詳細な改修計画が出来上がりました。皆様からいろいろなご意見をいただきまして、そのご意見を踏まえながら実施設計をやったつもりでございます。今日の会議の中で、ご報告をさせていただきたいと思っております。また、来年度いよいよ本格着工となりますが、今、事業費約3億7千万円を想定しております。来年度予算の関係で現在、定例会市議会が開会中でありまして、先週、常任委員会が開かれまして、事業概要につきましてご説明させていただきました。その際、市議会議員の皆様から様々な質疑、あるいはご要望等をいただいておりますので、それに対してもお答えをいたしまして、委員会では原案通り可決していただきました。明日、定例会の本会議、最終日になっております。おそらく原案通り可決されるものと思っておりますので、次年度はいよいよ本格着工に入るところでございます。

それから、今日皆様のお手元に大仙市アーカイブズ報道記録というものがありますけれども、こちらに地元、秋田魁新報の新聞報道でございますが、大仙市の新年度予

算案が総額455億円という事で記載されておりますけれども、来年度の主要事業、その中の目玉事業という事で、最初に公文書館整備事業3億7千万という形で新聞報道されております。また、朝日新聞におきましては、公文書館の意義という事で新聞報道されておりますし、河北新報が、来年5月に開館予定という事で公文書館に関する報道をされておりますので、かなり注目度あるいは期待度が高まっているのではないかと考えております。これからハード、ソフト両面でしっかり準備を整えながら開館に向けて進んでまいりたいと思います。委員の皆様におかれましては、引き続きご指導ご鞭撻賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私の開会のあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

3 予定説明

○福原参事

それでは、本日の予定をご説明申し上げます。始めに協議事項といたしまして、公文書館設置工事实施設計の概要につきまして、ご説明申し上げます。その後で、今年度ご協議いただきました例規案、これに頂戴したご意見とその対応につきましてご説明を申し上げます。最後に来年度、平成28年度の当懇話会のスケジュール等につきまして、ご説明を申し上げたいと考えております。なお、閉会につきましては、概ね午後4時としておりますので、どうかよろしくお願いいたします。ここからは渡辺座長に進行をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願い致します。

○渡辺座長

それでは、協議に入りたいと思います。最初に、(1)大仙市公文書館(仮称)設置工事实施設計の概要について、事務局から説明をお願いします。

4 協議

(1)大仙市公文書館(仮称)設置工事实施設計の概要報告について

○福原参事

それでは、実施設計の概要報告という資料がございますので、こちらをご覧くださいと存じます。事業説明書という事で資料が出てまいりますが、平成28年度、3億7145万6千円、これが最終的な、現在、議会で協議されております予算案の額でございます。これは、総務部長も申し上げましたとおり、明日の本会議で可決される予定になっております。前回、12月の懇話会でご説明した際は、3億9400万円ほどで要求しております。最終的に2千万ほど落ちまして、3億7千万という数

字が出ております。

内訳に関しましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、設計監理業務委託、工事監理業務委託でございます。これにつきましては、前回の資料から若干変更となっております。600万円ほど上乘せになっておりますが、この主な理由につきましては、労務費単価というものがございます。発注した際、工事に携わっていただく方々の人件費でございますけれども、この単価が上がる事が途中で判明いたしました。それから備品ですが、査定におきましては、我々が使う内部事務に関しては、この備品は極力既存のものを再利用するよという事になりました。ただし、お客様がいらっしゃる部分については、例えば、テーブルや展示ケースとか、こういったものについては、新しいもので考えております。合計いたしまして3億7千万円が公文書館整備に掛かる事業費という事になっております。

続きまして、図面の1枚目、こちらが校舎1階の平面図でございます。前回の説明から変わった部分をご説明いたしますと、部屋の名称を確定いたしました。中央の閲覧室につきましては、文字通り「閲覧室」という名前を付けました。それからもう一つ、トイレを挟んで右側の方に、大きい史料ですとか撮影を行う場合の閲覧室を設けておりましたが、この部屋の名称は「小閲覧室」といたしました。大きい史料を見るのに小閲覧室を使って下さいというのはちょっと違和感がある訳ですけれども、「閲覧室」よりは小さいという事で「小閲覧室」。それから、その隣につきましては、「旧双葉小学校展示室」という名称にしております。以上が主な変更点でございます。

次の図面は、校舎2階の平面図でございます。前回からの変更点につきましては、各部屋の書架につきまして、壁にぴったりくっつけて設置していたものを、若干壁から離しております。それぞれの部屋の部分、壁との間に隙間が確認出来るかと思うのですが、やはり、史料と壁がぴったりくっ付いているというような状況は、結露等々の心配が、やはりあるという事からこれを離しました。この結果、大勢に影響はございませんが、若干棚の数が減少しているという状況になっております。

それから最後のページの図面ですが、これが旧体育館の図でございます。旧体育館につきましても、壁にくっついていた書架については、若干離しました。ただし、収蔵数に変化はございません。

この結果、書架につきましては、25ミリのファイルとして換算すると、約27万冊という事でございますが、書架の総延長が6,725メートルというような結果になっております。この長さというのは、現在の本庁、それから各支所の書庫の総延長に匹敵する長さでございます。これについて、以前からご説明申し上げます通り、旧市町村から引き継がれているもので8万冊ほど、これにいわゆる古文書類が約3万冊入ると、大体11万冊位は当初から埋まるものと考えております。残りのところで

この先のものを収蔵していきたいという事です。

議会からもいろいろ質問を受けまして、この先何年ぐらい使えるんだというような、4、5年で一杯になって、また建て替えという話だと困るというような事でしたけれども、建物の物理的な耐用年数といたしましては、この先やはり30年以上は、壁なんかもちちとしておりますので、30年以上は木造部分でも持たせるという事、それから収蔵能力という観点からしましても、これは30年から50年持つような収蔵量という事で考えておりますので、議会に対しては、30年以上は間違いなく持ちますという説明をしております。

以上、大変簡単ではございますけれども、実施設計の概要報告を終わらせていただきます。

○渡辺座長

ありがとうございます。資料に基づいて丁寧な報告をいただきました。どこからでも構いませんので、関連のご意見、質問等ありましたら出していただきたいと思います。

○保坂委員

書架延長6,725メートルというのは、資料のどこかに出ていますか。

○福原参事

申し訳ございません。今回の資料には添付しておりませんでした。実は書架延長につきましては、最終的に書架の形が決定した段階、ついこの間、業者にお願いして書架延長を算出しております。ですので、今日初めてご説明を申し上げました。

○保坂委員

メディアからも非常に注目を集めていて、また他の市町村、あるいは都道府県が公文書館を造ろうとした時に参考にすると思うんですね。そういう意味では、書架延長、全体で何メートルというのは、もちろん必要ですが、例えば、貴重書庫でどれだけ、それから体育館の方の公文書の収蔵スペースでどれだけというように、書庫の機能別にある程度分けて話が出来ると、回答、応答として非常に良くなるのではないかと思います。

○福原参事

他の公文書館と比較する場合、いわゆる書庫面積というデータと、それから書架延長というデータは、非常に重要な部分ですので、この度これが確定しましたので、この先は、分かり易いように資料を作成していきたいと思っております。

○渡辺座長

わかりました。その他いかがでしょうか。

○保坂委員

私、前の 2 回の懇話会を欠席してしまいましたので、その際に話が出ていた事かもしれません。もしそうでしたらご勘弁いただきたいです。この展示室の展示のイメージというのは、ある程度出てきているのかという事です。それとそれに関連して博物館のご専門の先生もおられる訳ですが、展示をする場合には、やはり展示ケースが必要で、また使わない展示ケースをしまっておくスペース、あるいは展示関連用具を置いておく場所、結構場所をとるものなんですね。こういうものがやや左に倉庫（4）とありますが、こういうようなところが充てられるのか、あるいは他の 1 階のスペースをうまく使っていくと考えられているのか、そういった点について何かありましたら、簡単にでもお願いしたいと思います。

○福原参事

まず展示室の使い道は、まだ具体的なアイディアはございません。これにつきましては、来年度の懇話会でご相談申し上げたいと考えております。展示ケース、それからパーテーションですが、それらを使わない場合の倉庫ですが、例えば今先生がおっしゃったような倉庫の（4）、それからトイレの隣に倉庫の（2）というのもございます。こういった部分を使ってしまっておくというような事を想定しております。

○渡辺座長

前にも確認いたしましたが、1 階から 2 階に上がっていくところの、倉庫の（1）の隣に階段があります。ここを自由に通行できないような形を何か考えるという事でしたけれど、具体的にはどのようにするのですか。

○福原参事

今現在のところは、ベルトパーテーションと申しますか、いわゆる行列整理したりするベルトのパーテーションでございます。それを立てて、立ち入り禁止というような形で考えております。実際、上の階に上がったとしても、各貴重書庫には、施錠する予定でございます。そのような事から、当初全部壁にする予定でしたが、防災、防犯という観点からしても、ちょっと塞ぐのは、なかなか厳しいという結論となりました。ベルトパーテーションを予定しております。

○渡辺座長

一般的に、博物館や公文書館等では、書庫の鍵を部屋ごとに掛けるという話でしたが、これはどのように運営されているものでしょうか。まあ夜間等は鍵を掛けるにしても、日中職員が勤務している時、つまり利用者の閲覧請求に応じて書庫にもものを取りに行くという実務中、日中の時間帯というのは利用施設の書庫というのはどのような状態になっているのでしょうか。その都度鍵を掛けるというのも、防犯上は必要かもしれないですが、閲覧出納の実務からすると、少々面倒な気もするのですが、どうでしょうか。

○戸嶋委員

今現在、秋田県公文書館には書庫の1、2、それから貴重書庫がありますが、これについては通常鍵を掛けています。

○渡辺座長

鍵を閉めるわけですね。毎回開け閉めをして取りに行くということですね。

○保坂委員

加えて、空き小学校を使っている例を紹介しますと、例えば札幌市公文書館、芳賀町総合情報館、東京都公文書館、今一時移転中ですが天草アーカイブズ、そういうところが空いている小学校の教室等を利用して公文書館にしておりますが、いずれも書庫にしている教室には鍵を掛けております。

鍵を何十本もじゃらじゃら持って歩くようでは大変ですので、そういう事がないように今時の工夫をするという事や、鍵自体の管理が非常に大事な事になりますので、書庫に入る資格を持った職員が鍵を持ち出したサインをすとか、然るべき手続きをとるのが普通だと思います。

○渡辺座長

わかりました。その他いかがでしょうか。

○富樫委員

ここの展示室(1)、(2)ありますね。この展示室というのは、やり方によって、非常に難しいんじゃないでしょうか。今のところはどのような事を想定しておりますか。

○福原参事

1つは常設展示をやりたいと考えています。また、もう1つ展示室があるという事で、通年で手を替え品を替えるような企画展示などを、出来る限り行いたいとは考えております。ですが、展示の Spann や、具体的に大仙市としてはどういう事が出来るだろうかというような事については、具体的には来年度の課題とさせていただきたいと考えております。特にこれをやりたいというイメージは、現在のところはまだございません。

○富樫委員

一つの考え方として、例えばこれだけ広い地域ですから、それぞれの市民の中で様々な郷土史研究サークルのような団体がありますよね。

○福原参事

はい。

○富樫委員

そういう人達との兼ね合いで、市民が展示等に参加出来る企画があっても良いのではないのでしょうか。実際に運用していく時に、市民をどういう形でこの施設と関連付

けていくかという事は大変難しい問題だと思うので、そういう参加の仕方を考えるのも一つの方法だと思います。

○福原参事

この点については、我々もまだちょっと考えあぐねているところです。来年度早々にも、懇話会で自由にアイデアを出していただいたり、教えていただいたりしながら少しずつ固めていきたいと考えております。

○保坂委員

関連した事で発言させていただきますと、大仙市内にはいわゆる歴史系の博物館というのが無いですね。そういうもので、しっかりした施設が無いとなると、この常設展示、展示室の（１）の方にはまさにそういうものも求められる可能性があります。非常に良い史料を持っているでしょうから、そういうものを使って、合併した旧市町村に配慮しながら、かなり面白い事が出来るのではないかなと思います。今富樫委員がご発言くださったように、展示室（２）の方になるのか、（１）と（２）の使い分けをどうするのかちょっとわかりませんが、地域の学習サークルの方々をグループごと登録してもらって、その活動の場として使っていただいたり、場合によっては研修室を貸し出して、活動に使用してもらって、研究成果を展示室（２）等で発表してもらおう等という事を、半年切りとか1年切りとかで申し込みを受け付けてやるというのは良いのではないのでしょうか。そういった活動で、参考に出来るような例は、全国探せばかなりたくさんあると思うんですね。ぜひそのようにしたら良いのではないかと思います。

○渡辺座長

今の点に関しては、暮らしの歴史館というのはどういう位置付けになるのでしょうか。博物館類似施設ですか。

○細川課長

はい、民俗系の類似施設です。

○渡辺座長

保坂委員のご発言に関連すれば、それらを上手くリンクさせて活用していったら良いのではないかという事になりますね。

○保坂委員

トイレが3カ所、1階にあります、これ全部使用可という事でしょうか。

○福原参事

ええ、そうです。実は閲覧室の隣のトイレは潰そうかと思っていましたが、例えばこの先子どもさん方を集めた企画をやるような時に、足りないのではないかという事で、トイレは3カ所残しました。やはり閲覧室からトイレが遠いという事情もござい

まして、閲覧室の隣のトイレを復活させました。

○渡辺座長

畑中先生、管理上の問題など博物館勤務の経験から何かありますか。

○畑中委員

はい、凍結に注意すれば大丈夫だと思います。ただ、想定する利用者数よりもトイレの数が充実している印象はありますね。水ものはちょっと怖いところがありますので、そこを注意すれば良いと思います。

○福原参事

1階ですし、この閲覧室のトイレを潰した場合、やはりトイレまで遠いなと思いついて。職員もですが、作業している方々がこの右の資料整理作業室で作業しているケースを考えた時に、この3カ所があると便利だなという程度の発想でした。

○畑中委員

この場での議論になるかちょっと分かりませんが、展示を考えた時に大型のプリンターがあるとフレキシブルな展示が出来ます。そういった大きいものの印刷というのはどのように考えてらっしゃいますか。看板屋さんとかに発注して作るのか、それとも自前での印刷という事を考えているのかどちらでしょうか。

○福原参事

展示用のパネル等そういったものについては外注する場合もあると思いますが、自分たちで出来る部分は出来るだけ自分たちで作るという考えは持っています。

○畑中委員

それと、先ほど保坂先生からありましたが、やはり倉庫の(2)・(3)・(4)だけですと、展示分でいっぱいになると思います。博物館では、大量の展示台があつて倉庫に入りきりません。ですので、展示をやる度に、担当から必ず展示台は使って下さい等の指示が出るような状態です。大ききの違う展示台なので、重ねる事も出来ません。年数が経ってくるとそのような状態になりがちなので、施設の中でここには物を置く場所があるという、退避スペースのようなものがあると良いと思います。

○福原参事

例えば、会議室や応接室は、常に使う訳ではございません。応接しなければならない場合は、事務室でも十分対応可能と考えております。将来展示ケースが入らないという点まで考えが至っておりませんでした。そういった部屋の利用で何とかなるのではないかなと感じております。また、2階の中央付近、右側、それから左側にも小さいながら倉庫がございます。展示ケースを上階まで上げるかという問題もありますが、最悪こういったものを使わざるを得ないというような事を考えております。1階にあるものは、出来るだけ1階に置きたいと考えております。

○渡辺座長

確認ですが、利用者は外履きを脱いで内履きでここを利用する訳ですね。

○福原参事

はい。そういう作りにはしております。

○渡辺座長

ここは雪国ですので、冬場を考えた時に、荷物も多くなるとは思いますが、それらは私物保管室というところのロッカーに入れるのですか。

○福原参事

はい、その予定です。

○渡辺座長

ロッカーの大きさは、ある程度大きい物を確保した方が良いと思います。通常の小さい物だと、遠くから来られた方の荷物は、入りきらないのではないかと思いますので。

○戸嶋委員

そうですね。県でも去年から図書館とは別に公文書館利用者用のロッカーを入れましたが、その際、やはり小さいものだと不便だろうということで、数は少なくなりますが一人分がある程度大きなものになっています。

○福原参事

予算を削られている関係で、現在ある物を使うことを考えると、職員用のロッカーがあります。大きさは大小様々ですが、十分使える大きさかどうか検討したいという事と、一方でお客様用ですので新しいロッカーを買うという事も当然考えております。

○渡辺座長

利用者からすると、昼食を持参して午前中から午後まで作業するという事も考えられますが、そういう時には、ここの休憩室でお弁当を食べられるという事ですね。そうした場合に、ここに飲み物の自動販売機などを設置することは考えていますでしょうか。

○福原参事

はい、それは考えております。

○渡辺座長

水はどうですか。トイレとは別の水道はありますか。

○福原参事

水につきましては、この私物保管室のところに湯沸というところがございます。水を飲みたいという事であれば、こちらの方に来ていただく形になると思います。

○渡辺座長

体育館の大書庫の方について、まだ議論・意見がありませんが、何かこちらの方でお気付きの点はありませんでしょうか。先ほどのご説明では、容量的にはまだ30年ぐらいは十分耐えうるキャパシティを持っているというお話でした。

○戸嶋委員

体育館はかなり大きなスペースなので、どういう順序で史料を入れていくのかという問題があったと思います。

○福原参事

その点についても、来年度の懇話会でご相談させていただきたい課題の一つと考えております。どういう順序で入れるのか、あるいはどういう分類で入れるのか、これは作業手順とも関わってまいりますので、この辺りは来年度具体的にご相談したいと思っております。

○戸嶋委員

参考ですが、最近潟上市が新しい庁舎を建て、旧3町の庁舎から文書を運んだ例があります。先月潟上市から話を聞く機会があったのですが、文書移転のマニュアルや作業スケジュールを作成して職員への説明会で徹底したほか、例えば運搬用の段ボールにあらかじめ行き先の書架の番地を付けてそのまま配架できるようにしたなど、作業が楽になるように色々工夫したとのことでした。

○保坂委員

図面の3枚目、体育館の方ですけれども、2階の利用は一番手前の規格外書庫(2)だけのように見える訳ですが、ここに入るような史料というのは、例えばどのようなのでしょうか。考えた時にちょっとイメージが湧いてこなくて。参考までに申しますと、1階に規格外書庫の(1)があり、2階の方はそれに対する(2)になっている。ついでに1階が図面保管庫の(1)・(2)になっていますね。

○福原参事

現在文書は、A4判でほぼ統一されております。しかし、現状では広げるような大きなものもございます。ですから、形がA4に限っていない場合に、とりあえずちょっと広めの書架、大きめの書架が必要との意見があり、こういう場所もあわせて準備しております。

○保坂委員

なるほど、ありがとうございました。それで、(1)の方から使っていくんですね。

○福原参事

どちらから入れるかは未定ですが、そうなると思います。

○渡辺座長

体育館の旧玄関はどのような処置をすることにしたのでしょうか。

○福原参事

はい、これについては当初塞ぐというご意見もありました。しかしながら、運び出しの際や緊急時の事も考えると、その扉自体を壁にしてしまうという案は却下になりました。但し、出来るだけ周りを塞ぐ処置をしたいという考えはあります。例えば、現在玄関の扉と底との隙間が結構空いており、虫が入り込むような状況になっていません。こういったところは、きちんと塞ぎたいと考えております。

○渡辺座長

玄関の扉は、ガラスですか。

○福原参事

入口の、屋外に面したところはガラス戸です。

○渡辺座長

体育館のフロアに入るところにももう一つ、多分引き戸になるものがありますね。虫を考えると、やはりここから入り込みそうですね。

○福原参事

現状では、確かに一番虫が入り込んでいるのはここですが、玄関というスペース上、少し状況を見たいなと考えております。

○戸嶋委員

虫は県公文書館にもいます。粘着のトラップを何十カ所に置いていますが、時折引っ掛かっています。100%ゼロにすることはなかなか難しいので、IPMと申しますか、総合的有害生物管理として、こまめな点検が重要だと思います。県の場合は清掃業者やビル管理業者に同じ認識を持ってもらい、異状があればすぐ連絡してもらうことにしています。予防と早期発見、何かあった時にすぐ対応出来る姿勢が大切だと思います。

○保坂委員

関連する事でお伺いしますと、これまで、トラップを置いてどういう虫が出るか試す、あるいはデータロガーを置いてこれまでの温湿度のデータをとるといような事は、まだ行っていないのでしょうか。

○福原参事

実はそれはまだ行っておりません。温湿度については温湿度計を各部屋に置いて、今日はどうも湿気が多そうだなという時に行って見た程度でございます。確かに体育館は温度が結構上がるということがわかりました。

○保坂委員

これから約1年あるかないかわかりませんが、でも今からでもやった方が良いでしょうね。

○福原参事

はい。

○保坂委員

状態がわからないまま、ものを入れるよりも、いくらかでもデータをとった方が良いと思います。データロガーは、今時では機械式のもので、パソコンに繋ぐと温湿度のデータが全部表計算ソフトのグラフで出てくるものもあります。場所を定めて、例えば大きな体育館であれば2、3カ所調べてみた方が良いと思います。どういう虫が出るのかというトラップも、複数で安く買えたりしますので、そういうものをやってみた方が良いだろうと思います。特にこれから春、夏、秋を経験出来る訳ですので、ぜひやられた方が良いのではないのでしょうか。

(2) 例規案について

・ 1－1 大仙市公文書館管理規則

○福原参事

まず大仙市公文書館管理規則（案）でございます。これは懇話会では最初にご審議いただいた案ですが、この規則に関しましては、第51条に関するご意見が主なものでございました。まず第51条というのは公文書の選別、移管及び廃棄についてです。総務課長による評価選別につきまして、公文書館を関与せしめるべきではないかというご意見がございました。これにつきましては、現在は総務課、それから公文書館というのは同一の課、同じ課長の一貫した指揮命令系統でございますので何ら問題ない訳でございますが、将来仮にもその指揮命令系統が分かれてしまうような事も想定しまして、関与するという条項を明文化しております。どのように書いたかと申しますと、総務課長は保存期間が満了した公文書について、公文書館等を所管する課長と協議のうえ、別に定める基準により選別をなささいという形にしております。これが1点でございます。

それから、2項、3項について、この規定は文書の廃棄の規定でございます。これまで、単に公文書を廃棄しなければならないということでしたが、この文書の廃棄というのは非常に重要な事であるので市長決裁とすべきではないかというご意見を踏まえまして、これについては一方では市長が実際に廃棄する文書を見る訳ではないので、形式的な事になるという事であんまり必要ないのではないかというご意見もございました。しかしながら、その責任の所在を明確化するという意味において市長の決裁を受けなさいと、それほど重要な事だという意識づけにもなるという事を踏まえまして、市長決裁という形をとりました。公文書管理規則につきましては以上2点の変更を加えさせていただいております。

○渡辺座長

例規案が複数ありますので1つずつ見ていき、そして一通り見た後でもう一回全体を通してご意見があればという形で議論を進めたいと思います。まずこの1-1の文書管理規則(案)の変更点ですね。いま事務局からご説明がありましたが、これまでのこの懇話会の議論を受けて、その意見を取り入れる形で変更を試みたという事ですね。

○福原参事

はい、そうです。

・ 1-2 大仙市公文書評価選別要項

○福原参事

はい、次に大仙市公文書評価選別要綱の案でございます。第2条のところになりますが、当初評価選別の基本方針というのが4つほどございました。その中で、公文書館でいわゆるテーマを決めて何か特徴づけられるような収集の仕方、史料の収蔵の仕方というのが出来るようにしておいた方がいいのではないかとのご意見がありました。いわゆるテーマ選別という事ですが、例えば花火や刈和野の大綱引きなど、そういったテーマに特化した選別あるいは収集といったものを可能にすべきというご意見をいただきました。それを踏まえまして、第2条の第5号、(5)ですが、公文書館等と協議のうえ総務課長が定めたテーマに関するものを選別することが出来るという旨を明文化しております。その他3条の2項のところは若干の文言整理でございます。

○渡辺座長

はい、ありがとうございます。1-2、選別要綱につきましていかがでしょうか。確かにこの2条の(5)については、この懇話会の中で花火を例として、ここの条文では、主語が「総務課長が」となっていますけれども、公文書館が積極的にそのテーマに従ったものを集める事が出来るような一文を入れてはどうかという意見が出されました。それに基づいて今回の(5)が出されたという事ですね。

○保坂委員

この件は、国でもやっております。例えば東京オリンピックや、阪神淡路大震災、オウム真理教などですね。国にとって大変大きな出来事となったもの等をテーマとして定めて、優先的に評価選別する、収集する事が出来るようにしている訳です。国の場合は、それを定めたのが公文書管理法の公布よりも前のことです。確か平成19年だったと思いますが。時間が経てきますと実はそのテーマ自体が古くなって、さらに追加すべき新しいテーマというのが出てきます。例えば、東日本大震災等も出てきました。そういうようなものを加える必要が出てきましたが、一度こうと決めてしま

ったものが、なかなか動かないままになっています。国の場合にはそれに新たにテーマを追加する事の他に、これまで決めてきたものに関しては本当にその狙い通りに収集が出来ているのか検証をするという話も出てきています。本当に有効なテーマ設定になっているのか、あるいはテーマ設定したものが本当に集められているのか、利用者にとってそういうテーマに関わる調べ物が本当に出来るようになってきているのかという検証までやるというような話になっています。それは規定に盛り込むべきではないのかもしれませんが、PDCAのような、チェック、あるいは後にまた確認しながら修正していくような仕掛けというのは何か入っているのでしょうか。あるいは、それは今後の課題という事になりますね。

○福原参事

そうですね、例規としては、現在そこまでは盛り込んでおりません。ですが、その項目自体はこの評価選別要綱でも盛り込む事は可能だと思いますので、なお検討させていただきたいと思います。

○保坂委員

基本的にいつ頃まで決めなければならないでしょうか。この会議だけではなく、市できちんと決めなければいけないと思いますが、タイムスケジュールとしてはどういう具合になりますか。

○福原参事

この4月から設定出来るものについては、設定したいと考えておりますが、実際の作業では職員に説明する必要がございますので、4月1日からいきなり動かせるという事ではなく、4月1日に遡って施行という形をとりたいと考えております。読めば読むほどいろいろ手直ししたい部分もございますので、そこら辺りを踏まえながら、無理のないスケジュールを定めていきたいと思っております。今先生がおっしゃったような検証、それから修正、追加という事については、この要綱に盛り込む事は何ら不自然ではないので、こういう事をやるんだという事項はやはり少し入れるべきだと思います。

○保坂委員

これまでの大仙市アーカイブズに対する取り組みが非常に積極的なもので、全国からも注目を浴びております。もしかしたらすでに評価選別、そして利用の実際までを含めてPDCAに近いような何かをやるぐらいの準備がもう出来てきているのではないかと気がいたします。そういう意味で、規定の中に入れる時に、あんまり大きく入れてしまって逆にそれに追い詰められることになってはいけないと思います。ただ5年、10年動かすと必ず出てくる問題なので、一応そういう事もあるんだなというぐらいでご検討いただければ良いのではないかと思います。

○富樫委員

私も先ほど事務局でお話したような事が、やっぱり何か1つあった方が良いような気がしますね。やっぱり5年、10年経ったときのために、今お話したような事が少し文章化されていると良いかなという気がしました。

○福原参事

これについては、なお検討してまた来年度の懇話会の時に、あわせてご検討いただきたいと思います。

(花火資料館と公文書館の関係について)

○渡辺座長

それでは、事務局から委員の皆さんに情報提供していただければと思いますが、花火資料館についてです。その構想の有無について、それと今我々が考えている公文書館とはどのような関係になっているのでしょうか。

○福原参事

現在、花火資料館という施設の基本設計を別の部署で行っております。この花火資料館がどういう施設かと申しますと、花火資料館という性格の他に生涯学習施設という面も持っていて、サークル活動や研修が出来るような部屋も合わせ持っている施設となっております。

ですが、十分な収蔵庫が確保出来るかという点につきまして、不十分かもしれないという話があります。収蔵庫からあふれてしまう史料については、公文書館の方で管理出来ないかという話が内部的にあります。

そこでこちらといたしましては、担当課とちょっとぶつかる訳ですけれども、公文書館に入れる以上は花火資料も公文書館の史料として取り扱わせてもらいたいと考えております。私が最も恐れるケースは、公文書館に入ったものは利用して下さいと言っているにもかかわらず、公文書館に入っている花火資料については、花火資料館の史料のため利用出来ないというケースです。花火資料館の倉庫として、公文書館が存在するかの考え方は困るというように言っております。実際に、収蔵庫は広くして欲しいというような要望もこちらからは出しておりますが、現在いろいろな意見を踏まえつつ配置やレイアウトなどそういったものは日々変わっているような状況です。ですから、公文書館と花火資料館の連携の在り方というのは、この後もなお詰める必要があるというようには考えております。

○渡辺座長

生涯学習という文言が入ってきますと、教育委員会部局になるのでしょうか。観光関係ではないのですか。

○福原参事

企画部の総合政策課になります。総合政策課が音頭をとって、関係課を集めて基本設計等を検討しているという形になります。

○福原参事

花火資料館は、花火産業構想という構想の一部です。そのため、花火産業構想を担当している総合政策課が担当になります。現在は色々な意見を各課から、各担当から、各方面から内部的に集約しながら固めようという状況です。例えば文化財保護課も参加しています。

○渡辺座長

収蔵する主だった物はなんでしょうか。

○福原参事

例えば花火大会のプログラムや、土浦の花火大会のものなども集めています。花火大会のポスターや、それにまつわる物なども、既に相当の資料は集まっています。

○渡辺座長

その目的はどこに置いているのですか。博物館ではなくて資料館ということは、見せるための施設なのか、展示をするための施設なのかどちらでしょうか。

○福原参事

現在は博物館的な考え方だと思います。展示はしますが、その収蔵史料を一般の方に利用させるというような事は、現在考えていないようです。ですから、公文書館の理念とはちょっと合わないという事になります。

○富樫委員

私は花火のことについて、これだけ大曲が世界に発信する大きな材料としてある訳ですから、そんな狭い事では駄目だと思います。ですから、骨董でも音楽でも小説でも詩でもパッタでもおもちゃでも、それから歌でも、花火に関するものならば市民運動として、全て情報として集めていくくらいやらなければ、世界を驚かせるような花火にはならないと思います。出来れば、市民運動としてそういう事をやって欲しいなと思っています。

○渡辺座長

我々の公文書館の関係では、あくまでもこの現用文書から歴史公文書になったもの、あるいは地域の歴史に関わる史料について考えるということですので、直接的に関わる事はないと思います。公文書館が、どこかの書庫として使われるような事はくれぐれもないようにしなければなりませんね。

○福原参事

例えば花火資料の文献部分について、こちらで保管して欲しいという依頼があれば、

これは当然我々も展示、あるいは一般の方に利用していただくという事は考えますと重々話しております。当然資料の管理は責任を持ってやりますが、公文書館の収蔵史料として取り扱いますという姿勢はきちんと伝えております。

・ 1-3 大仙市公文書評価選別細目基準

○福原参事

1-3は大仙市公文書評価選別細目基準という事で、これは評価選別要綱の第4条に細目基準というのがございまして、これをさらに細分化したものがこちらの細目基準でございます。ご意見としましては、前回までは要綱の第4条の項目とこちらの細目基準の項目が一致しておらなかったという事で、対応するように整合してほしいという事で、要綱の条文と項目が整合するように形を整えたという事でございます。あと細かい点では表彰の推薦だけではなくて、結果に係るものも必要であろうという事で、7番の儀式及び表彰のところの(2)のエというところに推薦及び結果に係る公文書という事で追加しております。以上です。

<委員による質問等無し>

・ 1-4 大仙市公文書評価選別実施要領

○福原参事

1-4は大仙市公文書評価選別の実施要領という事でございます。こちら要領につきましては特にご意見はございませんでしたが、3項の、評価選別の方法という、一次二次の選別のところですか。ここをもっとより具体的、マニュアル的に、こういう手順だという事を、後ほどもう少し詳細に書いていきたいと考えております。以上でございます。

<委員による質問等無し>

・ 2-1 大仙市アーカイブズ条例

○福原参事

2-1は公文書館の設置条例です。大仙市アーカイブズ条例という事で、公文書館の名称は、大仙市アーカイブズにしたいと考えております。これにつきましては、当初必要最小限の条項だけでしたが、やはり公文書館設置の理念を明確にすべきである、これは将来的にも何か迷いが生じた時に拠りどころになるものだ、というご意見でございました。この公文書館設置の理念と申しますのは、公文書管理法を踏襲するような形で、公文書管理法は現用の部分も言及しておりますけれども、現在公文書館を設置するための目的という事で非現用の部分に焦点をあてて、目的として第1条を加え

させていただきました。以上でございます。

○渡辺座長

これについては、この第1条の目的の理念を高らかに謳い上げた方が良いのではないかという積極的な意見が出されました。それに基づいて作っていただいたという事ですね。

○保坂委員

国の公文書等の管理に関する法律を下敷きにして、この文章が出来ている訳ですけども、結局この第1条の目的は何かというと、2つになっている訳です。“もって”以下、「行政が適正かつ効率的に運営されるようにする」というのが1つ。もう1つが「大仙市の有するその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにする」。行政の適正効率な運営と説明責任の2つです、と言っています。ただ説明責任は、現在いる人に対する説明責任だけではなくて将来の市民まで含めているので、長期的に将来にわたってというところが加味されています。

国も同様になっている訳ですが、私自身はこれだけでは不足だという立場をとってきました。なぜなら、今確認した2点はやっぱり市の側からの理屈ですよ。それに対して“かんがみ”より前のところでは、公文書というのは健全な民主主義の根幹を支える知的資源で利用できるものだという事を言っています。しかし、その部分は“かんがみ”になっています。

国の場合はどうなっているかということ、“かんがみ”よりも前の部分が出てきたことは大変良かったですが、その“かんがみ”よりも前の部分が全然成り立っていないんですね。充実していない。それにも関わらず、行政が適正な運用がなされ、説明責任をするんだと言っています。

実際、“かんがみ”よりも前のところを何とかしてお金と力を振り絞って、そこを整備しなければいけないという問題に現在突き当たっております。そういう意味では、大仙市はそういう事態にならないように、よく考えて、十分下準備をされてきていることと思います。しかし、最終的に、このアーカイブズに関する条例において、行政側の位置付けという内容のみで良いのか、これまで議論をされましたでしょうか。

議論するとすれば、“かんがみ”よりも前のところを“かんがみ”じゃないものに何か出来ないかということです。国の場合において、私は「記録遺産を構築する」という内容を、はっきり入れるべきだという意見を出した事があります。

何回かこの会を休んでいてここで急に、それを無理に入れて下さいというのも憚れますが、“かんがみ”よりも前のところをきちんとやるんだ、というように、読めるようにする方法はないものでしょうか。

○福原参事

先生がおっしゃるのは、いわゆる民主主義の根幹が支えられるような知的資源になるようにという事ですね。

○保坂委員

(民主主義の根幹が支えられるような知的資源になるよう) にするべく市の側はこういう事に努める。つまり、目的を2つではなくて3つに出来ないかということです。そのようにしないと、ほぼ国のままで、非現用の方を扱った文言にするとこうなりますよという事になってしまう訳ですけども。

○福原参事

この条例につきましては、実はもう1年ぐらい時間があります。ですから、なお検討させていただきたいと思います。

○渡辺座長

例規、法律関係の表現については全く素人の私のような感覚からしますと、“である”というのはもう確定であって、それは当然やるものとして理解できる文章かなと思いました。しかし、そこをもっと踏み込んで、単にその“かんがみる”という動詞を他の動詞に替えるのではなく、知的財産を市民のために利用できるよう、積極的に取り組まなければならない、そのための条例であって、それを目的として掲げる。そういう理念を第1条の案にするという事ですね。

○保坂委員

国の場合は、この“かんがみ”よりも前のところに何も根拠がないんです。(“かんがみ”以前を充実させるために何かを) やるとすれば憲法から(根拠を)引っ張ってくるしかないです。しかし、ただそれを実現させるための他の法律というのは存在しておりません。また、そのための担当部局も決められていなければ、それを支援するような意見もどこからも出てこないという状態です。やっぱり、“であることにかんがみ”と書いていますけれども、“である”自体を保障した事がないという状態にチャレンジしているのだと思います。

○福原参事

その点について、現在、公文書管理規則という事で定めておりまして、そこにも同じような事が書いております。これを将来公文書管理条例にしていく事を考えますと、実はその“かんがみ”以前というのは公文書管理規則の部分でそういうのを作るんだと言うべきではないでしょうか。公文書館は、それを受けて、きちんと保管・保存して利用させる。私は、それが役割分担ではないかと思います。

ですから、私は、その“かんがみ”以前の通りに、知的資源といえるまであるいは主体的に本当にすべからく利用出来るような状態にする責任というのは後の公文書管理条例の側にあるのでは、と考えます。そうして出来たものを、公文書館が引き継い

で、具体的に利用していただく。そのような役割分担ではないかと。ですので、今先生がおっしゃった、その“かんがみ”以前を充実させる事というのはこの規則の方に入ってくるのではないかと私は考えております。

○渡辺座長

後の公文書管理条例にあたるもので、役割分担が出来るということですね。

○福原参事

出来るのではないだろうかと考えています。そうしますと、公文書管理規則の目的について、もう少し突っ込んだ話をしなければならないという事になりますが。この辺りを含めまして、なお検討させていただきたいと思います。

○保坂委員

国のこの第1条は、最後に国会に上程された後に、国会審議の中で修正文言が出来てきて、この“かんがみ”よりも前が付け加えられました。本当は、その修正意見が出る前は“かんがみ”より前はなくても良いという法律として最初出てきた訳です。行政上はそれで理屈が立ちます。けれども、あえて（“かんがみ”以前の部分を）入れた。しかし、実際にその部分は効き目がなかった。というか、もともと空だったという事です。やっぱり日本の現状はそうだと思います。それに対して、国がぎりぎりです。やったその文章をそのまま使うだけではなく、やっぱり大仙市なりの何かを入れられるのではないかと考えております。時間がまだあるようですので、ご検討いただければありがたいです。

・ 2-2 大仙市アーカイブズ運営審議会規則

○福原参事

2-2につきましては、大仙市アーカイブズ運営審議会規則という事で、公文書館が設置された際には運営審議会を設置して、ご意見をいただくという事でございます。ご意見といたしまして、委員の罷免条項も必要ではないかというご意見がございました。しかしながら、規則規定以前に、市長の任免権というのがございまして、当然不適格な方についての罷免は可能になります。ですから、あえてこの規則で書く必要はないという考え、条文化はいたしておりません。以上でございます。

<委員による質問等無し>

・ 2-3 大仙市アーカイブズ管理規則

○福原参事

2-3は大仙市アーカイブズ管理規則という事で、公文書館の管理規則のもう少し具体的な部分になります。当初は土日祝日を休館とするという案でしたが、やはり利

用者主体という事からすると土日祝日全く休館というのはいかがなものかというご意見を頂きました。ただその一方では、常に開けているのも物理的に不可能であり、職員も限られているので、そういった職員ローテーション、あるいは費用対効果という観点からも検討すべきというご意見を頂戴いたしました。結論から申し上げますと、我々が考えた案は、土曜日の午後、それから日曜日の午前に開館するという形です。それで、祝日、それから月曜日は基本的には休館日という案でございます。

条文上は、基本的に開館時間は午前9時から午後5時まで、ただし開館日である土曜日にあっては午後1時から午後5時まで、開館日である日曜日にあっては午前9時から午後0時までとなっております。この“開館日である”という文言は、土日に祝日が重なるような場合は休館しますという意味です。そうではない土日であれば土曜日は午後開館、日曜日は午前中開館という案にしてみました。管理規則については以上でございます。

○保坂委員

質問ですけれども、例えば2条と3条の説明が逆になっていけば“開館日”であるという文言は不要ではないかと思ったのですが、これがこの順序で並んでいる理由がありますか。例えば図書館等でこのような規則があり、それに倣っているのかとも思いましたが。

○福原参事

その点については、ルールはございません。例えば、先ほどのお話にも出ました暮らしの歴史館では、休館日が先で、利用時間が後に書かれています。逆に、図書館では開館時間が先に来て、休館日が後に書かれています。

○保坂委員

仮に2条と3条の順番を逆にするとして、いきなり休館の議論をするのではなく、今の3条を開館日にして、その第2項で休館日を説明し、そして3条で開館時間を説明すると多少整理されるのではと思ったのですが。それで上手くいくかわかりませんが、何が一番分かりやすく明快であるかを考えたら良いと思いました。

○戸嶋委員

月曜日及び祝日が休館となっておりますが、月曜日は館を閉めて市職員の利用もできないということになるのでしょうか。

○福原参事

その点については、ちょっと考えておりませんでした。土日は基本的に職員がいるはずですが、ローテーションの関係もあり、休館日に職員が勤務するかどうかという点は今一度検討いたします。

○戸嶋委員

現在、併設の県立図書館に合わせて土日祝日も基本的に開館ということで330何日か開館していますが、少ない職員でのローテーションは大変難しい状況です。また、県職員利用には平日は休館日でも対応しています。

もう一点は、利用者にとって土日半ドンが分かりにくいのではないかと、加えて3時間のために職員が通勤するのはもったいないような気がします。土日を開館する場合、月曜日のほかに例えば第1火曜日を休館にするなど、一般利用者向けの開館日を少し絞っても良いのではないかと感じました。というのは、最初が開館時間や開館日を広げておくと、狭めることは極めて困難と思うからです。

○福原参事

土日半分という公共施設は極めて異例で、現在大仙市では例が無いはずですが。

○戸嶋委員

逆に、土日も6時間か7時間開館して、その分どこか平日で休むというのも良いのではないかと思います。

○渡辺座長

例えばそうしますと、土日半日ずつではなく土日のどちらかは1日中開館して、どちらかは一日休みにするという事ですか。

○戸嶋委員

それでも良いですし、土日両方開いて平日で調整するなどでも良いと思います。

○福原参事

ローテーションからすると、土曜日か日曜日のどちらか休む必要があるかなと思いました。しかしながら、日にちでもって休館日が特定されると、例えば日曜日だったら行けるのに、あるいは土曜日だったら行けるのにという人が来館できないと思いついて、土日を半日開館する案に至りました。やはり定着しにくいかなとも思いますが。

ちなみに、暮らしの歴史館ですと月曜日と祝日が休館です。また、図書館でいいますと、年末年始の休みや資料整理期間というのはありますが、それ以外は毎日1日に休館して、基本的には土日も開いております。

○渡辺座長

開館という形からすると、市民の利用と行政の利用と2つ考えなければいけない訳ですが、先ほどの条例の中で、目的の1つ目のところに、“もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにする”という目的を挙げていますので、役所が開いている時に公文書館が閉まっているという状況は理屈に合わなくなってしまいます。かといって、市民利用と一緒に考えていくとなるとかなり難しい事になりますし、限られた人員の中で運営していくのは難しいですね。

○福原参事

この点については、いろいろやってみたいという思いがありまして、最初からパーフェクトでいこうという考えは全くございません。試してみても修正するという方向で、最初は土日半分でやっていたじゃないか、なぜ今年は休んでいるんだという声も出るかもしれませんが、無理な職員ローテーションではないという状況の下で、出来るだけ利用者の利便に資するような開館の在り方をちょっと模索してみたいと考えております。という事で、あえてこの案は、極めて実験的な異例な案となっております。

○戸嶋委員

ちょっと細かいことですが、土曜日が午後、日曜日が午前の開館となっておりますね。県公文書館の利用状況を見ると、週末の金曜日に来て土曜日に帰るパターンが割と多いかなという気がします。

○渡辺座長

もし県外から来られる方がいた場合に、金曜日に泊まって金曜日と土曜日で作業しようとする、土曜日の午前中は利用できないという事になりますね。

○福原参事

土曜日に来て、日曜日の午後帰りたいケースを想定しておりました。

○戸嶋委員

いろいろやってみるしかないかもしれないですね。

○渡辺座長

現状の案ですと、月曜日の休館時に行政の利用があった場合、どう対処するのかというのは確かに問題点になりますね。

○福原参事

その点は休館日ですので、簡単にいいますと職員は一人いれば良いという事になりますので、それはどうにかなるだろうと思っております。

○渡辺座長

時間的には今日最終決定でなくても、まだ少し時間はあるんでしょうか。

○福原参事

そうですね、これ以降につきましてはもう1年ぐらい余裕がございます。

○渡辺座長

では、この点についてはもう少し検討していただくという事で、よろしいでしょうか。

・ 2 - 4 大仙市アーカイブズ資料利用要綱

○福原参事

2 - 4 では3点ほどご意見がございました。

まず第6条です。ここの条文は撮影後のデータ寄贈の条文でしたけれども、もはやこの時代必要ないのではないかと、撮るのであれば公文書館側で業者なりを使って撮影したものをデータとして持つべきではないかという事で、この条文は不要ではないかというご意見が多かったと思います。その結果、この条文を削除いたしました。削除したところで、さほど影響はないだろうという考えでございます。

次も、第6条です。事例の多い商業利用の申し出、これにどのような対応をするのかあらかじめ規定すべきであるとのご意見を頂きました。例えば、県立博物館では包装紙などの商業利用の申し出があるというお話がありました。これについては、まだ条文に具体的に反映させるかどうかの結論を我々まだ出せずしております。ここの部分はなお検討中という事でご理解いただきたいと思います。

最後は、第8条の館外貸出しについてです。これについて、教育目的の場合は貸出しする旨を明記すべきではないかとのご意見でした。例えば、教科書会社等からの資料借用の申し出も多いとのことでした。これに対しましては、特に教育目的の場合は資料を貸し出すという事を明文化いたしました。併せて、館長の裁量権を多少広げまして、そういった教科書会社等からの申し出にも対応出来るような形にしております。

それから1点、補足ですけれども、8条の2項の(1)のところで、“又は学校等が”という事で「等」を入れさせていただきました。この「等」というのは、学校に限らず地域の学習活動等も含むという事です。

<委員による質問等無し>

・ 2-5 アーカイブズ資料市職員閲覧借用要綱

○福原参事

2-5はアーカイブズ資料市職員の閲覧借用要綱です。これに関しましては、職員といえども閲覧できない資料もあるのではないかというご意見がありました。これにつきましては第1条に“職務上”という言葉がございます。従いまして、これは市職員といえども、職務上必要なものしか使えませんという意味でございます。例えば我々が簡単に税の情報にアクセスすることは出来ません。同様に、“職務上”という制限が規定されておりますので、職員だから何でも見られるという事ではないです。従いまして、条文上は特段の変更はしておりません。

<委員による質問等無し>

・ 2-6 アーカイブズ資料寄贈寄託受入要綱

○福原参事

2-6はアーカイブズ資料の寄贈寄託受入要綱です。これにつきましては、5条の

第2項です。寄託の期間について、当初は10年という案でございましたが、10年というのはちょっと長すぎるのではないかというご意見を頂きました。例えば寄託者がその期間に亡くなった、引っ越してしまった等連絡がつかなくなるような事例もあるとの事で、寄託者とのコンタクトをコンスタントにとるという観点からも3年から5年が適当ではないかというご意見がございました。我々もまさに同感でございまして、そのご意見を踏まえて寄託の期間は概ね3年といたしました。出来るだけ寄託者とコンタクトをとる回数を増やす方が、むしろ良いのではないかという結論から、3年と改めさせていただいております。以上でございます。

<委員による質問等無し>

・ 2-7アーカイブズ資料整理公開要領

○福原参事

2-7でございますが、アーカイブズ資料の整理公開要領という事になります。それについて、別記、特定歴史公文書等の公開に関する運用基準というのがございます。その第1総則的事項の1番のところですが、出来るだけ多くの資料を利用してもらうという事が大前提である旨を明記すべきではないかというご意見を頂きました。それを踏まえまして、利用に供するために原則公開とする事という大前提を入れました。

それから2の非公開情報の(1)ですが、当初“原課が非公開情報を認めるもの”となっており、原課の裁量が大きすぎるのではないかとのご意見を頂きました。この対応として、“原課所との協議を踏まえて館長が非公開情報と認めるもの”というような、あくまで責任の所在は公文書館長であるというようにしております。

それから、非公開情報の点検について、当初は(2)の原課所による非公開情報の点検という手順が入っておりました。しかしながら、公文書館でプライバシー点検を行った上に原課でプライバシー点検を行うのは物理的に無理だという事で、必要に応じ公文書館から原課へ協議出来るようにして、原課所による点検は基本的には行わないという形にしております。

それから次に、“5、全非公開と一部非公開”というところがございます。これに関しては、あくまで利用者を主体的に考えるのか、それとも職員が手間をとられる事によって本来の業務が手薄になるのではないか等の様々のご意見を頂戴しております。私共といたしましては、やはり情報公開制度との兼ね合いもございます。これらを踏まえまして、市として一貫した公開の在り方という姿勢の整合をはかるという事、それからやはりどうしても利用者主体、利用者本位でいきたいという事で、多少手間はかかりますが、出来るだけ情報をお出ししたいと考えております。そういった事で、塗り潰してまたコピーをとったりという手間は増える訳でございますが、それが利用

者にとって意味があるものであれば、出来るだけ公開するという姿勢にしております。

それから、最後もう1点ですが、写真についてご意見をいただきました。写真の非公開期間が、120年というのは長すぎないかというご意見です。我々も写真はむしろ出来るだけ早くに公開したいという事から、写真の120年という非公開基準は削除する事にいたしました。仮に、写り込んでいることで何か別の問題があるとなれば、それは別の項目で引っ掛かると思います。そのため、写真であるが故に、という基準は必要ないのではないかという観点からこの項目はカットしました。同じく、分類表からも削除するという案になっております。以上でございます。

<委員による質問等無し>

(館長及び職員の位置付けについて)

○保坂委員

館長の位置付けってというのはどこかに出てきますでしょうか。位置付けというか、職員についてもどこかにありますでしょうか。

○福原参事

すみません、その位置付けがないですね。これは全体的な問題でもありますが、どういう職を置くか、あるいはどういう職員を置くかというのは任免の問題です。例えばこのような公の施設の場合、「館長の他必要な職員を置く」というような規定をあえて盛り込んでいる例も多数あります。ただ、職を置かないからと条文で言っていないという訳ではない例もあります。この場合は条文に入れるべきだと考えますので、後ほど加えたいと思います。「館長の他必要な職員を置く」というような表現で改めたいと思います。また、これはおそらく、2-3アーカイブズ管理規則、もしくは条例に入ると思います。

○渡辺座長

職員については、2-3アーカイブズ管理規則ではないような気がしますね。

○福原参事

条例事項では無いですが、あえて書く場合は条例の方が良いのかなと。

○渡辺座長

では、「館長の他その他の職員を置く」というような主旨の文言を例規のどこかに入れる、そして、その館長の権限によって非公開とする事が出来るという組み立てになる訳ですね。

(「拒み」という表現について)

○保坂委員

2-3第5条の、“館長は次の各号のいずれかに該当する者については、公文書館の利用を拒み、又は退館を命ずることができる。”の部分で、“拒み”という表現が、例えば図書館等でも使用されている表現なのか気になりました。というか、「利用を断り」ですかね。このようにはっきり言った方が良いという考え方もありますが。例えば、私自身が酒に酔っ払って図書館に入って、「こういうのがありますから出て行って下さい」という事で“拒み”というような文章を見せられると、疑問に思ってしまうかもしれません。このような表現が公共機関で一般に使われているなら結構だと思いますが。

○福原参事

通常よくあるのは「利用を制限する」などの表現ですね。

○渡辺座長

保坂先生の主旨としては、もっと強くという意味でしょうか。

○保坂委員

いえ、弱くという意味です。もし、そういう措置をされた側からすると拒まれたという事になってしまうので、「利用を断られた」くらいの方が、軽くて中身に沿っているのでは、と思った次第ですが。

○渡辺座長

私はもっと強くするのかと思いました。例えば、「禁ずる」とかですね。各号のどれか一つをとってみてもとんでもない事なので。

○保坂委員

穏当な表現で、中身はがっちりという表現にするのが一番良いと思いますが。

○福原参事

第5条の見出しに、“利用の禁止等”とあります。「利用を禁じ又は退館を命じる」のような感じになるかもしれませんが、表現については今一度検討いたします。

(3) 来年度の懇話会について

○福原参事

はい、協議の三つ目は来年度の懇話会についてのお話です。まず懇話会の開催予定について、実は座長にご相談させていただきまして日にちを特定させていただきました。①から④までの4回という事で、来年度初回は6月23日の木曜日を予定しております。第2回は9月15日の木曜日、それから第3回は12月22日の木曜日、それから4回は年が改まりまして29年3月16日の木曜日といずれも木曜日でございますけれども、この4回を予定させていただきたいと思います。何かとご都合等お有りかと思いますがご了承いただきたいと思います。存じます。

なお、予定案件といたしましては現在予定している案件を概ね書かせていただいております。1回目は展示、それからあと歴史公文書等の搬入に関する事について、実際に支所等でどういった保管状況にあるのかというのを実際委員の皆様のご目でご覧いただきたいと考えております。

それから第2回については引き続き展示の問題、開館行事、また引き続き搬入について。第3回は展示について。それから第4回は大仙市アーカイブズの視察。これにつきましては、3月になりますと完成しているはずでございますので、実際に中をご覧いただきたいと思っております。

また、アーカイブズが設置された以降は運営審議会へ発展的に変わっていく訳ですが、この辺りのお話も委員の委嘱のお話もさせていただきたいと考えております。

2の予定案件に係る協議内容という事で(1)展示につきましては、まず常設展示についてのテーマ、方向性、規模、展示換えの有無と期間というような事を、具体的な内容について来年度はご相談させていただきたいと思っております。

それからもう一つは企画展示のテーマ、方向性、どの程度やったら良いのか、また先ほどご意見がありましたけれども、例えば市民の利用や市民サークルの活動報告の場にも出来るのではないかとというような事も合わせまして展示の在り方についてご協議をお願いしたいと思います。

(2)は歴史公文書等の搬入計画ですね。先ほどこれもお話ありました通り、どういう形で、どういったものを運び入れるのかあるいは書架の配置は、配架はどのようにするのかといった問題も含めましてご協議を賜ればと思います。(3)については、開館記念行事という事でいわゆる開館シリーズという事で、シンポジウムですとか特別展示等の開催についてといった事もご協議いただきたいという事でございます。

最後に(4)は、運営審議会の委員の委嘱についてという事で、委員の選任等についてもお話をさせていただきたいと考えております。

昨年度シンポジウムを開催させていただいて皆様からも色々ご難儀をおかけした訳ですが、平成28年度も住民啓発のシンポジウムをやりたいと考えております。

それともう一つ、大仙市アーカイブズの広報活動の案という事で、市では広報を月2回発行しております。お手元に資料を配布させていただきました。カラーのものと白黒のちょっと薄めのものと2種類ございます。1日にカラーのちょっと厚めのものを発行して、15日、月半ばにお知らせ版という事でこの白黒の広報を毎月2回発行しております。これを使いまして、広報活動をしたいという事で、実は委員の皆様からは私が考える地域のアーカイブズというものに関して、これを共通のテーマという事にしてリレー掲載をお願い出来ないだろうかと思っております。

この寄稿の方は、委員の皆様からは1日号、カラーのところ、表紙を開いたこのところに掲載していきたいと考えております。懇話会委員のリレートーク掲載という事でそれぞれの先生方の思いを1000字程度でお願い出来ないだろうかと思っております。

合わせて、その間に発行されるこちらのお知らせ版では、我々の活動報告という事で、こういう経緯でやっていますとか、ここまで進んでいますと、こういう事を現在やっています、というようなものを間に挟んでいって、出来るだけここは切れ目なく年間を通じてお知らせしていけるような形を考えておりますので、どうか忙しいところ恐縮ではございますけれども、ご協力をお願い申し上げたいと思っております。以上でございます。

○渡辺座長

ありがとうございます。次年度にこの懇話会でやるべき仕事や日程等の問題について、あらかじめ示していただきました。この点に関していかがでしょうか。

○戸嶋委員

大仙市公文書館が29年度にオープンすることは、県公文書館にとっても公文書館の意義や役割、また、県民の共有財産である所蔵資料、これらをPRする絶好の機会であると捉えています。館長から、企画展時をはじめ目録の共有化など、様々な面で出来るだけの協力をすべく協議させていただきたい旨を伝えるよう言われてまいりましたのでよろしくお願いします。

○渡辺座長

心強くありがたいお言葉ありがとうございます。県との連携を強化し、県の側でも強化を前向きに積極的にやってくださるという事ですね。

○戸嶋委員

地域に関する大きな絵図や、あるいは何かテーマが決まれば大仙市にある資料と県公文書館の資料や博物館にあるものなどで、連携することによって深まりが出てくるのではないかと思います。

(専門職員の配置について)

○福原参事

若干遅くなってしまいましたが、来年度の採用試験でもって、29年の4月からの採用という事で進めてまいりたいと考えております。本当は準備段階からいてほしかったのですが。

○渡辺座長

開館前の準備段階で専門職員の方がいらっしゃればかなり力強かったですけれども、

これが叶わないという状況で、この懇話会で企画展あるいは搬入等、かなり実務的なところを議論していただきたいという要請のようです。先ほど既に保坂委員から、市民の方が主体的に使えるような部屋、あるいはそういう活動としても公文書館を利用した方が良いのでは、という意見も出されております。そのあたりの具体性を帯びた議論を1年やれば良いかなというように考えております。ぜひ色々な意見をここで出していただいて事務局の下敷きになれば良いかなと思います。

(市民向け事業について)

○畑中委員

28年度懇話会の予定案件に係る協議内容について、公文書館が行う市民向けの実業というのはこれだと展示だけのようにも見えますが、その他に古文書のボランティアサークル活動やちびっ子向けの何か、学校向けの広報や古文書教室等を開かれる事を考えていらっしゃると思いますが、そういった様々な市民向け事業の在り方について事務局側からご説明をいただく場というのはありますでしょうか。

○福原参事

来年度、我々がそこまで頭が回るかというという問題があります。とりあえず、開館時期や開館当初の問題も実はまだ積み残しております。果たして、平成29年の5月でいいのかという問題です。例えば、史料の搬入状況や、展示の内容等々、とりあえずその当初の部分についてまず片づけてしまわないとなりません。開館初年度から住民向けの講座や、教育的な影響にすぐに取り掛かれる状況であるのかといいますと、そこまで出来るかどうかは不明瞭でございます。ですから、そこまで考えが及ぶのであれば当然来年度のご協議には入れていきたいと考えております。出来るだけやりたいとは考えておりますけれども、いかんせんそこまでいくのかどうかという不安も実はございます。

○保坂委員

今の畑中先生のご発言についてですが、もう少し先んじて仕掛けを早く打つという事も考えられるのではないかなという事を含んでいるのではと思われました。大変な事ですけども、例えばシンポジウム等や広報を使ったこの会員による文章を市民の方に見てもらおうというのは28年度から行いますよね。学校関係も何か並行してもうやれる事はないだろうかと思えます。もちろん大変でしょうから、あれもこれも全部同時にスタートして下さいという主旨ではありませんけれども。

○福原参事

当然開館する以上は、様々な史料を展開していく必要がありますことを、重々承知しております。ですから、出来る出来ないという問題もありますけれども、やらなけ

ればならないだろうという事については極力取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺座長

開館に向けて現実的な事を考えると、まずやらなければならない事がかなり大きな作業量としてあるので、その方向性を懇話会で示して欲しいという趣旨だと思います。例えば開館行事について、いつどのようにするのかという事を考えると意外に困難ですよね。また、建物が完成して、そして機能も人も何とかなるという状況でも、では物はどういう手順で入れていくのか。それ一つとってみても、かなり難しい問題が山積みです。懇話会としては、そういった問題についての議論でたくさんの時間を割かれるのではないかと思います。それらをこなしただの上で、通常活動としての公文書館の様々な啓発活動等について考えていくような段取りになると思います。

○福原参事

平成29年度の予算という事を考えますと、今年の11月には案が固まっていなければ予算を組めない、要求出来ないということになります。12月には要求しなければいけないのです。そうしますと、約半年3カ月で全てを企画計画しなければならないという事になります。ですから、それまでに計画しなければならない当面のものと、それから29年度に展開していく事業について、合わせて計画内容をまとめないと予算を組めない、要求出来ないという事になります。ですから、スケジュール的には非常にタイトな感じではあります。

(運営審議会について)

○渡辺座長

運営審議会について、これは個人的なイメージですが、審議会と言うと、特定の限られた論点、問題点について審議をお願いしますというように投げかけられて、それに対して審議会の答申という形が一般的だと思っています。

それに比べて、今ここで開かれているような懇話会は、もう少し自由に色んな事を議論出来る会として機能しています。今後審議会という名称になったとしても、委員の自由な議論の場というのを保障して欲しいという気持ちが強くあります。

○福原参事

審議会となりますと、諮問に対する答申という事も出てきます。しかし、それに関わらず、運営に対して意見をいただくという事も当然考えております。こういった雰囲気の会というのは引き続き、開館後も定期的開催していきたいと考えております。こちら側からご協議する場合がありますでしょうし、色々感じておられる部分をご意見として賜るといような部分もあろうかと思っております。答えを出していただかなければならない事は出てきますけれども、それ以外の部分ではこれまでのような形にした

いなと思っております。

(その他)

○富樫委員

ちょっと気が付いた事といいますか、私自身の反省からですが、実は県立博物館を造るときにずっと携わっておりまして、造る時はいかに県民に利用してもらおうかという発想で考えていくんです。ところが、オープンしたらいかに管理していくかという立場にガラッと変わってしまったという記憶がありまして。ですから、その辺りについてぜひ気を使ってもらえればありがたいなと思います。

○保坂委員

その他という事で、私たまたま今内閣府の公文書管理委員という仕事を仰せつかっております、内閣府の公文書管理課や国立公文書館の皆さんと色々な点について話し合う機会がございます。そういう中で、内閣府の側も国立公文書館の側も地方公共団体が設置する公文書館に大変注目をしている、法律上でいえば実は内閣総理大臣を経由して専門的技術的な指導が出来るという関係だけですけれども、それにはとどまらず様々な形態の連携をしていく事を本気で考えているというような話になっています。そういう意味では、先ほど県の方からしっかりと協力をしていくというお話があったわけですけれども、国の方もぜひ情報をもraitたいし、法律上の関係だけではなく交流の機会あるいはフランクな立場で相談にのるような事を積極的にやっていきたいという事でございます。大仙市についても話題にのぼったりしておりますので、何か機会がありましたら国の方とのコンタクトもとっていただければと思いました。ぜひどうぞよろしく申し上げます。

5 閉会 (16 : 10)

次回 (第7回) 開催予定 平成28年6月23日 (木)